（厚生労働省発行『保育所における感染症対策ガイドライン』を準用）

医師の意見書

＜医師用＞

登園許可証明書

横浜市長

入所児童名

病名「　　」

年　　月　　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園許可と判断します。

年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園となるようにご配慮ください。

■医師が記入した【登園許可証明書】が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発疹出現後4日後まで	解熱後、3日を経過するまで
インフルエンザ＊	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度が最も強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児は3日）を経過するまで
風しん	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで
流行性耳下線炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱	発熱、充血等症状が出現した数日間	主要症状が消失し1日経過した後、主治医が登園しても差し支えないと認めたとき
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	主治医が登園しても差し支えないと認めたとき
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療を終了するま
腸管出血性大腸菌感染症(O157,026,0111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって菌陰性が確認されたとき
急性出血性結膜炎	5～12日	主治医が登園しても差し支えないと認めたとき
髄膜炎菌性髄膜炎＊		主治医が登園しても差し支えないと認めたとき

＊「インフルエンザ」の「登園のめやす」は、横浜市が厚生労働省に確認した表現を記載しています。

＊「急性出血性結膜炎」は、横浜市独自の取扱いです。